

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する  
基本方針

令和3（2021）年8月

厚木市教育委員会



## はじめに

本市\*<sup>1</sup>教育委員会は、市立小・中学校における教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図るため、学校規模の適正化に取り組んでいます。

1970 年以降は、児童・生徒\*<sup>2</sup>数の増加を踏まえ、学校の分離新設や通学区域の再編成などに取り組み、近年では、一部地域のマンション建設等に伴う児童・生徒数の増加や、市全体の児童・生徒数の減少を踏まえ、平成 27（2015）年度に「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」を策定し、「通学区域の一部区域における学校選択制度」や「小規模特認校制度」などの方策を実施しています。

そうした中において、出生数の減少（少子化）の影響により、本市の児童・生徒の総数は昭和 60（1985）年度の 28,568 人をピークに減少に転じ、令和 2（2020）年度には、16,932 人まで減少、今後も児童・生徒数は減少が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、将来にわたってより良い教育環境を維持することを目指し、新たに「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」（以下「本方針」という。）を策定しました。

今後、本方針に基づき、各地域の特色や強みをいかした魅力ある学校づくりを推進し、児童・生徒が夢や希望をもって学習できる教育環境の充実に取り組んでまいります。

本方針策定に当たり、約 1 年間に渡り熱意をもって御審議いただきました厚木市立小中学校適正規模等検討委員会の委員の皆様、また、アンケート調査への御協力を始め、貴重な御意見をいただきました多くの市民の皆様に感謝申し上げます。

なお、本方針は、今後取組を進めていく中で、社会情勢の大きな変化や国及び本市の教育方針の大きな転換などにより、内容が実態に合わなくなった場合には見直しを検討します。

令和 3（2021）年 8 月 25 日  
厚木市教育委員会

\* 1 本方針では、固有名詞（例：厚木市〇〇計画 等）を除き、他自治体等と区別するために厚木市を表す場合は「本市」（例：本市の人口 等）を、特段の固有性がなく、一般的な行政単位として表す場合は「市」（例：市全体 等）を用いています。

\* 2 本方針では、「児童」とは市立小学校に通う小学校 1～6 年生、「生徒」とは市立中学校に通う中学校 1～3 年生を指します。

## 目次

|      |                                      |    |
|------|--------------------------------------|----|
| 第1章  | 本方針の概要                               | 1  |
| 1    | 策定の目的                                | 1  |
| 2    | 本方針の対象                               | 1  |
| 3    | 本方針の位置付け                             | 1  |
| 第2章  | 市立小・中学校を取り巻く状況                       | 2  |
| 1    | 児童・生徒数等の推移と将来推計                      | 2  |
| 2    | 学校教育に求められる質や役割の変化                    | 4  |
| 3    | 市立小・中学校の施設の老朽化                       | 5  |
| 4    | 学校教職員の多忙化                            | 6  |
| 5    | これまでの適正規模・適正配置に関する取組                 | 7  |
| 第3章  | 市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する考え方             | 9  |
| 1    | 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方                 | 9  |
| 2    | 適正規模（望ましい学級数）の考え方                    | 9  |
| 3    | 適正配置（望ましい通学距離・時間の範囲）の考え方             | 11 |
| 第4章  | 市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策                 | 12 |
| 1    | 適正規模・適正配置の方策の考え方                     | 12 |
| 2    | 適正規模の方策                              | 13 |
| 3    | 適正配置の方策（通学負担軽減策）                     | 16 |
| 4    | 適正規模・適正配置の方策の実施に当たり考慮すべき事項等          | 18 |
| 5    | 適正規模・適正配置の方策の実施基準                    | 22 |
| 6    | 適正規模・適正配置の取組の進め方                     | 24 |
| 参考資料 |                                      |    |
| 1    | 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果（要旨） | 27 |
| 2    | 令和2（2020）年度児童・生徒及び学級数将来推計（抜粋）        | 33 |
| 3    | 市立小・中学校通学区域図                         | 34 |
| 4    | 地域別市立小・中学校所在地区分                      | 35 |
| 5    | 本方針策定の経過                             | 36 |

## 第1章 本方針の概要

### 1 策定の目的

本市の児童・生徒数は昭和 60（1985）年度をピークに減少に転じ、以降は一時的に増加した期間はあるものの、減少が続いています。

また、中心市街地などの一部地域の学校では児童・生徒数が増加している一方、郊外の学校では減少が進み、学校規模に偏りが生じています。

こうした児童・生徒数の変化に加え、学校教育に求められる質や役割の変化、学校施設の老朽化、学校教職員の多忙化、また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策など、本市の学校教育を取り巻く環境には様々な変化が生じています。

こうしたことを踏まえ、学校規模の偏りや学校施設の老朽化等がもたらす学習・教育環境と学校運営への影響、課題等を精査し、より良い教育環境の整備や更なる学校教育の充実を図るため、新たに本方針を策定し、学校の適正規模・適正配置に取り組んでいくものです。

### 2 本方針の対象

本市の全市立小・中学校

### 3 本方針の位置付け

市の最上位計画である「厚木市総合計画」、教育振興施策に関する基本的な計画である「厚木市教育振興基本計画」に基づき、本市の教育行政の方向性に即した取組を進めるための方針になります。

なお、取組に当たっては、本市のまちづくりや公共施設の最適化など、各種計画等との整合性を図りながら推進します。

## 第2章 市立小・中学校を取り巻く状況

### 1 児童・生徒数等の推移と将来推計

本市では、1970 年以降、児童・生徒数が大幅に増加しました。

その後、児童数は昭和 57（1982）年度の 19,392 人、生徒数は昭和 62（1987）年度の 10,334 人、児童・生徒数の総数は昭和 60（1985）年度の 28,568 人をピークに、以降は一時的に増加した期間はあるものの、減少が続いています。【図 1】

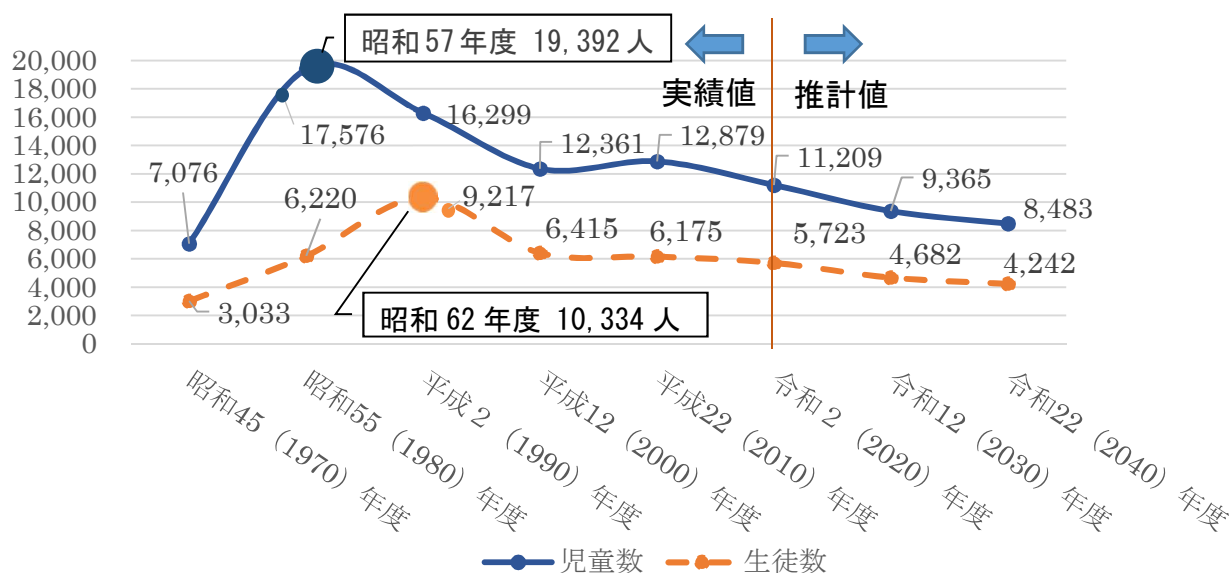
令和 2（2020）年度の児童数は 11,209 人、生徒数は 5,723 人となっており、ピーク時と比較すると、児童数は約 8,200 人（△42%）、生徒数は約 4,600 人（△45%）減少しています。

また、中心市街地などの一部地域の学校では児童・生徒数が増加している一方、郊外の学校では減少が進んでおり、学校規模に偏りが生じています。

学級数については、おおむね児童・生徒数の推移に合わせ、増減していますが、近年の傾向として、通常学級が減少傾向にある一方、特別支援学級は増加傾向にあります。【図 2】【図 3】

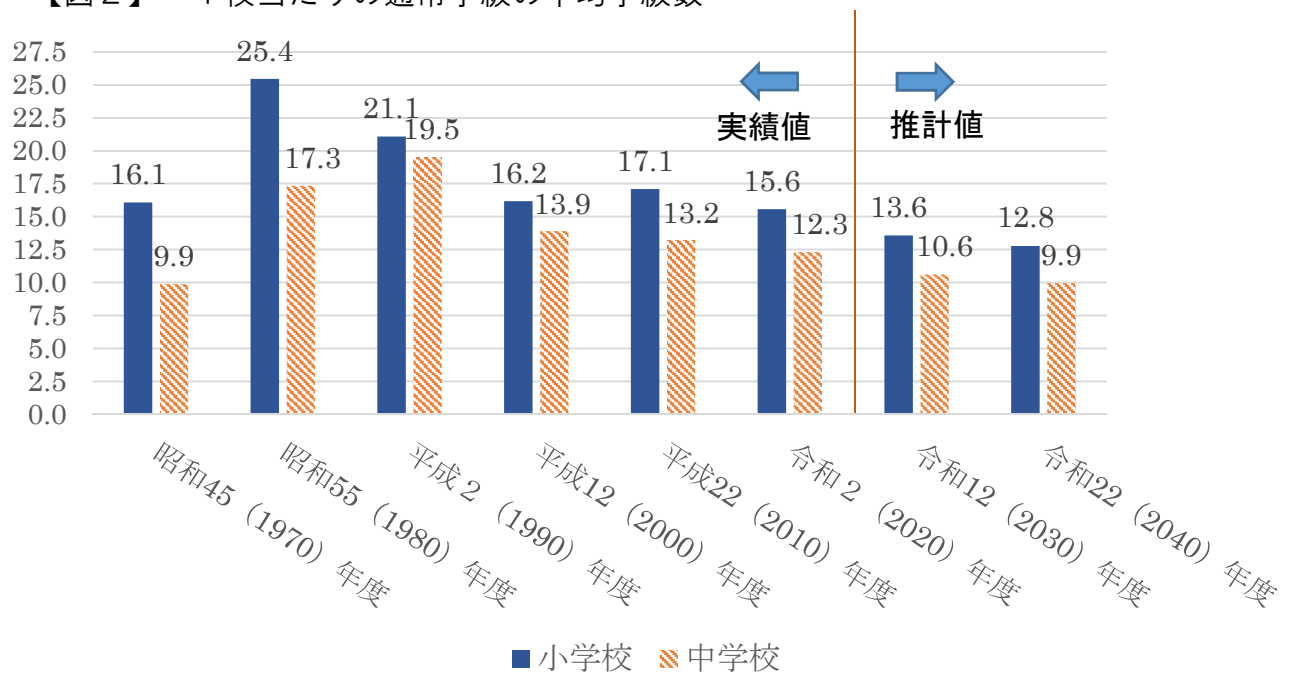
将来推計では、今後も児童・生徒数の減少が予測されており、令和 22（2040）年には、児童数は 8,483 人、生徒数は 4,242 人となり、令和 2（2020）年度と比較すると、児童数は約 2,700 人（△24%）、生徒数は約 1,500 人（△26%）減少することが見込まれています。

【図 1】 児童・生徒数の推移と将来推計



※推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」の値から、児童・生徒対象年齢区分を按分して算出

【図2】 1校当たりの通常学級の平均学級数



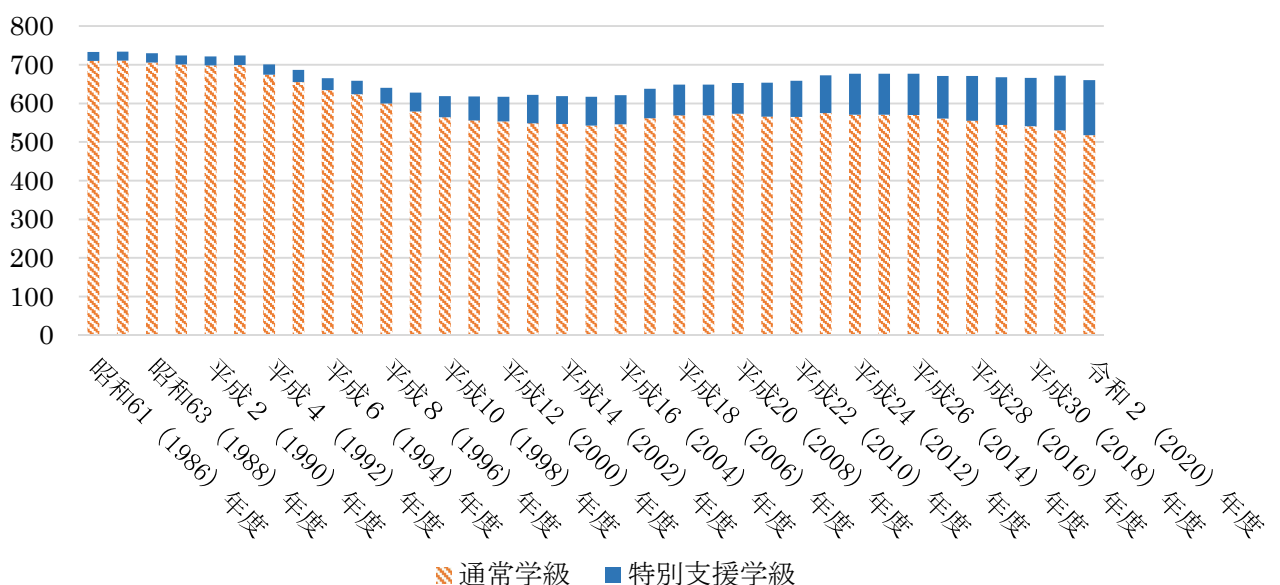
※推計値は、本市の現在の学級編制の基準(小学校1～3年は35人につき1学級。小学校4年～6年及び中学校は40人につき1学級)に基づき算出

《参考》1校当たりの通常学級の平均学級数の推計値の比較

- (1) 本市の現在の学級編制に基づく推計値
- (2) 小・中学校ともに35人学級編制となった場合の推計値
- (3) 小・中学校ともに30人学級編制となった場合の推計値

| 区分        | 2020(令和2)年度実績 |      | 2030(令和12)年度 |      | 2040(令和22)年度 |      |
|-----------|---------------|------|--------------|------|--------------|------|
|           | 小学校           | 中学校  | 小学校          | 中学校  | 小学校          | 中学校  |
| (1) 現在    | 15.6          | 12.3 | 13.6         | 10.6 | 12.8         | 9.9  |
| (2) 35人学級 |               |      | 14.1         | 11.8 | 13.6         | 10.8 |
| (3) 30人学級 |               |      | 16.7         | 13.6 | 15.1         | 12.2 |

【図3】 通常学級と特別支援学級数の推移



## 2 学校教育に求められる質や役割の変化

学校教育に求められる質や役割は、社会情勢の変化や時代の経過に伴い変化してきました。

平成 29 (2017) 年の学習指導要領の改訂では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するため、「社会に開かれた教育課程」や、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が重視され、体験的な学習や外国語教育の充実、情報活用能力の向上、個に応じた発達の支援（障がいに応じた支援や日本語の能力に応じた支援等）などが位置付けられています。

平成 30 (2018) 年に閣議決定された第 3 期教育振興基本計画では、教育政策の重点事項に、個人の目指すべき姿と教育の役割として「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」を掲げています。

計画では、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「生涯学び活躍できる環境を整える」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「教育政策推進のための基盤を整備する」の方針に基づき各施策に取り組むこととしています。

本市では、平成 21 (2009) 年度から令和 2 (2020) 年度までを計画期間とする「厚木市教育振興基本計画」において、基本理念である「未来を担う人づくり」に基づき、ICT 化やインクルーシブ教育\*1の推進、地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール\*2の推進など、時代の変化に対応しつつ、児童・生徒が確かな学力を身に付ける教育の推進に取り組んできました。

また、令和 3 (2021) 年度を始期とする「第 2 次厚木市教育振興基本計画」では、基本理念「未来を担う人づくり」を継承し、「GIGA スクール構想\*3」の実現に向けた取組、家庭・地域・学校の協働による教育活動の充実、教職員が子どもたちと十分に向き合える環境の整備などに取り組んでいるところです。

今後も、社会情勢の変化などに的確に対応した学校教育の環境整備に取り組んでいきます。

- \* 1 インクルーシブ教育…共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが同じ場で共に学び、共に育つための教育
- \* 2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）…学校運営協議会制度を導入した学校。保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参加することにより、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み
- \* 3 GIGA スクール構想…1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、並行して ICT 機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用の PDCA サイクル徹底などを進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるとともに、災害や感染症の発生による学校の臨時休業などの緊急時においても、ICT の活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現する文部科学省の構想

### 3 市立小・中学校の施設の老朽化

現在、市内には市立小学校 23 校、市立中学校 13 校の合計 36 校（155 棟）が整備されています。

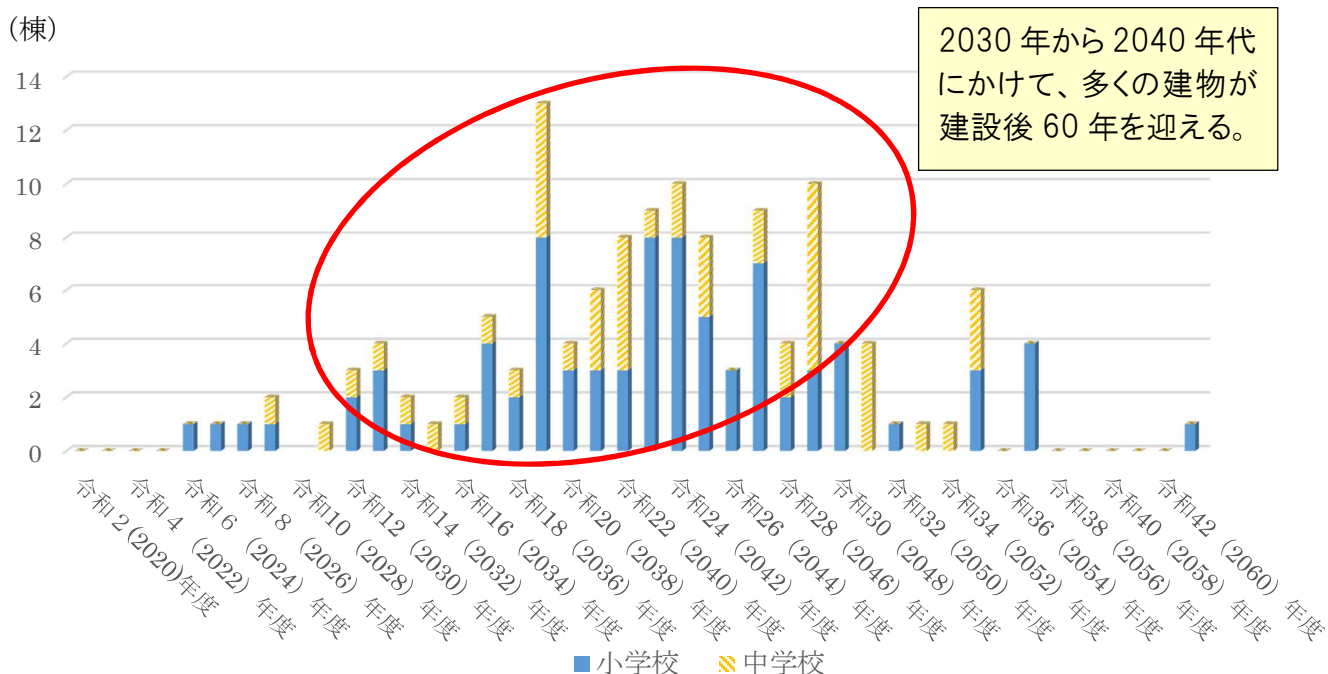
学校施設は、本市が保有している公共建築物における床面積の約半数を占めており、また、令和 2（2020）年度時点で、42.6%の建物が築 40 年以上経過するなど、老朽化が進んでいます。

また、昭和 45（1970）年以降の児童・生徒数の増加に伴い集中的に整備を進めてきたことから、2030 年から 2040 年代にかけて、多くの建物が更新時期を迎えます。（本市では、公共建築物の目標耐用年数を原則として建設後 60 年としています。）【図 4】

「厚木市公共施設最適化基本計画\*」で行った試算では、平成 27（2015）年度から令和 36（2054）年度までの 40 年間における学校施設の建て替えに伴う更新費用は約 725 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 103 億円、合計で約 828 億円が必要となる見込みです。

今後も将来にわたって子どもたちの学校生活の安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる環境を整えていくため、建て替え等の費用の削減・平準化を図りながら、施設整備や改修を計画的に進めます。

【図 4】 建設後 60 年（目標耐用年数）を迎える建物（棟）数の推移】



\* 厚木市公共施設最適化基本計画…今後の人口減少社会や少子高齢化の一層の進展を見据え、今後も持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次代へと引き継ぐため、公共施設を市民共有の財産として捉え、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを目的として定めた計画。また、学校施設の建て替え及び維持管理・修繕に係る費用の試算については、更新周期 60 年、建築後 30 年目に大規模修繕を実施する条件で、現在と同じ床面積に更新したと仮定した場合の費用

#### 4 学校教職員の多忙化

平成 29（2017）年度に市立小・中学校を対象に実施した勤務実態調査（調査期間：平成 29（2017）年 11 月 6 日～12 月 1 日のうち 7 日間）では、勤務日における教職員の時間外在校等時間数\*の 1 か月当たりの平均は、小学校で約 54 時間、中学校で約 70 時間となり、教職員の長時間勤務の状況が明らかになりました。

こうしたことを踏まえ、令和元（2019）年度に「厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針」を策定し、教職員の負担を軽減し、児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保するための取組を推進しているところです。

今後もこの取組を推進するため、学校規模の偏りなどが教職員の学校運営や校務などにもたらす影響を考慮する必要があります。

#### 【学校規模の偏りが教職員の学校運営や校務にもたらす影響】

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」（平成 27 年 1 月）では、次の事例が挙げられています。

|     |                                                                                                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小規模 | (1) 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある<br>(2) 教職員 1 人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない<br>(3) 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる |
| 大規模 | (1) 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある<br>(2) 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある                                      |

\* 時間外在校等時間数… 1 日の在校時間から、条例等で定める正規の勤務時間（8 時間 30 分〔勤務時間 7 時間 45 分+休憩時間 45 分〕）を除いた時間

## 5 これまでの適正規模・適正配置に関する取組

### (1) 「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」について

本市では、より良い教育環境を整備し、学校規模の適正化を図るため、平成27（2015）年9月に「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」（以下「前方針」という。）を策定しました。

前方針では「ア 通学区域の変更」、「イ 対象を限定した通学区域の設定」、「ウ 通学区域の一部区域における学校選択制度（住居からおおむね1km以内の学校の選択）」、「エ 隣接区域への中学校選択制」、「オ 小規模特認校制度による特例」の五つの方策を位置付け、適正規模・適正配置の取組を進めてきました。

### (2) 取組実績について

前方針に基づく取組実績は次のとおりです。

#### ア 通学区域の変更

実績なし

#### イ 対象を限定した通学区域の設定

実績なし

#### ウ 通学区域の一部区域における学校選択制度

| 対象年度   | 実績  | 備考                                       |
|--------|-----|------------------------------------------|
| 平成28年度 | 1人  | 厚木第二小学校から相川小学校                           |
| 平成29年度 | 3人  | 厚木第二小学校から相川小学校（2人）<br>南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（1人） |
| 平成30年度 | 5人  | 厚木第二小学校から相川小学校（3人）<br>南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（2人） |
| 平成31年度 | 7人  | 厚木第二小学校から相川小学校（4人）<br>南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（3人） |
| 令和2年度  | 4人  | 厚木第二小学校から相川小学校（3人）<br>南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（1人） |
| 合計     | 20人 |                                          |

#### エ 隣接区域への中学校選択制

| 対象年度   | 実績   |
|--------|------|
| 平成28年度 | 73人  |
| 平成29年度 | 67人  |
| 平成30年度 | 77人  |
| 平成31年度 | 73人  |
| 令和2年度  | 67人  |
| 合計     | 357人 |

中学校選択制利用理由（令和2（2020）年度入学分）[上位3位]  
部活動（24人）、友人関係（24人）  
教育環境（15人）

#### オ 小規模特認校制度による特例

| 対象年度   | 実績  |
|--------|-----|
| 平成28年度 | 7人  |
| 平成29年度 | 7人  |
| 平成30年度 | 3人  |
| 平成31年度 | 8人  |
| 令和2年度  | 2人  |
| 合計     | 27人 |

※平成28（2016）年度から玉川小学校を小規模特認校として指定しています。

(3) 取組成果と課題について

(対象期間:平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度)

| 方策 |                                          | 成果                                                                                                                                                          | 課題                                                                                                                        |
|----|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア  | 通学区域の変更                                  | (取組実績なし)                                                                                                                                                    |                                                                                                                           |
| イ  | 対象を限定した通学区域の設定                           |                                                                                                                                                             |                                                                                                                           |
| ウ  | 通学区域の一部区域における学校選択制度（住居からおおむね1km以内の学校の選択） | <p>(ア) 制度対象校の教職員からは、制度の積極的な推進についての要望があり、学校規模の適正化の一助となっている</p> <p>(イ) 制度利用者を対象としたアンケートでは約 85%が「とても満足」又は「やや満足」と回答しており、「児童数が少なく、学校がアットホームな雰囲気でよい」などの意見があった</p> | <p>(ア) 制度利用者は微増傾向ではあるものの、毎年度 10 人以下の規模にとどまっており、大規模な学校の規模を適正化するまでには至っていない</p> <p>(イ) 今後も利用者への積極的な周知を図っていく必要がある</p>         |
| エ  | 隣接区域への中学校選択制                             | <p>本制度は、生徒が自ら選んだ学校で個性や能力を伸ばすことを目的としており、小規模な学校を選択した保護者のアンケートでは「先生が目が行き届いていた」、「友人との関わりが深く、充実した学校生活を送れた」などの回答があった</p>                                          | <p>部活動を理由に学校を選択する例も多いが、小規模な学校で部活動の数が少なく、希望する部活動がない場合、他の学校を選択する可能性があるため、小規模な学校が更に小規模化してしまうなどの課題がある</p>                     |
| オ  | 小規模特認校制度による特例                            | <p>(ア) 児童数 154 人中、制度利用者は 23 人。全児童の 14.9%に該当。（令和 2（2020）年 9 月 1 日時点）</p> <p>(イ) 制度利用者へのアンケートでは「教職員・児童間の距離の近さ」や「地域との交流があることに魅力を感じている」との回答があった</p>             | <p>(ア) 制度利用者数については、例年 10 人を下回っている状況である</p> <p>(イ) 市全域からの利用を可能としているが、通学（送迎）の負担が大きく、制度利用者が少ないと考えられることから、通学手段の確保などの課題がある</p> |

### 第3章 市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する考え方

#### 1 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

市立小・中学校において、より良い教育環境の整備や更なる学校教育の充実を図るため、望ましい学級数（適正規模）や通学距離・時間（適正配置）の範囲を次のとおり定めます。

なお、望ましい学級数（適正規模）の範囲を定めるに当たっては、1学級当たり児童・生徒数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で定められている基準に基づき、小学校は35人につき1学級\*、中学校は40人につき1学級を前提とするものとします。

#### 2 適正規模（望ましい学級数）の考え方

##### (1) 小規模な学校・大規模な学校のメリット・デメリット・学校運営上の課題について

学校規模の偏り（小規模な学校・大規模な学校）の主なメリット・デメリット・学校運営上の課題は次のとおりです。

| 項目 |          | 小規模な学校                                                 | 大規模な学校                                                                 |
|----|----------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ア  | メリット     | (ア) 教職員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい<br>(イ) 児童・生徒の人間関係が深まりやすい | (ア) 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい<br>(イ) 児童・生徒の学校生活における多様性や選択肢の幅が広がりやすい |
| イ  | デメリット    | (ア) 児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい<br>(イ) 学校活動で制限を受けやすい    | (ア) 学校施設や備品の利用に制限を受けやすい<br>(イ) 教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい             |
| ウ  | 学校運営上の課題 | 教職員の負担が大きくなりやすい                                        | 教職員のマネジメントや教職員相互の連絡調整等が難しくなりやすい                                        |

\* 35人につき1学級…同法律では、附則において、学級編制の標準の引き下げに伴う経過措置として、令和7年3月31日までの間における小学校の学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とすることを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とすることを定めている。

(2) 学校の適正規模について

小規模な学校・大規模な学校のメリット・デメリット・学校運営上の課題等を踏まえ、市立小・中学校の適正規模（1 学校当たりの望ましい学級数）の範囲を次のとおりとします。

| 校種  | 適正規模                            |
|-----|---------------------------------|
| 小学校 | 12 学級～24 学級程度（1 学年当たり 2～4 学級程度） |
| 中学校 | 9 学級～18 学級程度（1 学年当たり 3～6 学級程度）  |

(3) 適正規模の範囲設定の考え方について

ア 小学校

- (ア) 児童への指導、児童間の人間関係の形成などが図られやすい学級数
- (イ) 「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」\*<sup>1</sup>（以下「アンケート調査」という。）では、1 学年当たりの学級数において、「1 学級」及び「5 学級以上」の選択割合は保護者、教職員ともに非常に低く、また、それらの学級数は、小規模・大規模な学校のデメリットや学校運営上の課題に合致
- (ウ) 全ての学年でクラス替えや学級の枠を超えた学習等を実施すること、各学年に複数の教職員を配置することが可能

イ 中学校

- (ア) 教職員の目が届きやすく、きめ細かな指導が行える学級数であることに加え、集団活動や学校行事の充実、豊かな人間関係の構築、多様な集団の形成などを図るため一定以上の生徒数となる学級数
- (イ) アンケート調査では、1 学年当たりの学級数において、「1 学級」、「2 学級」、「7 学級以上」の選択割合は保護者、教職員ともに非常に低く、また、それらの学級数は、小規模・大規模な学校のデメリットや学校運営上の課題に合致
- (ウ) 活気のある集団活動や学校行事の実施、多様な集団の形成を図ることが可能になるとともに、免許外教科担任制度\*<sup>2</sup>を解消し、全ての授業で教科担任による指導が可能

\* 1 アンケート調査の詳細は参考資料参照

\* 2 教科の免許状を保有する教員が採用できない場合の例外として、1 年以内の期間に限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教員が当該教科の教授を担任するもの

### 3 適正配置（望ましい通学距離・時間の範囲）の考え方

#### (1) 児童・生徒の通学の現状について

##### ア 通学距離・時間について（1km=15分程度\*で算出）

通学距離について、令和2（2020）年度の通学路において最長となる距離は、小学校では依知小学校の3.6km（50～60分程度）、中学校では荻野中学校の3.5km（50～60分程度）となっています。各学校の最長距離の平均値は、小学校は約1.9km（30分程度）、中学校は約2.6km（35～40分程度）となっています。

通学時間について、アンケート調査では、児童は15分（1km）未満が47.1%、30分（2km）未満が41.2%、生徒は30分（2km）未満が49.0%、15分（1km）未満が41.6%となっており、児童・生徒ともに約90%が30分（2km）未満の通学時間となっています。

##### イ 通学方法について

児童・生徒の通学方法は、現状では、ほぼ「徒歩のみ」となっています。

#### (2) 望ましい通学距離・時間の範囲について

##### ア 望ましい通学距離・時間の範囲（上限）について

児童・生徒の通学の現状やアンケート調査、厚木市立小中学校適正規模等検討委員会の審議を踏まえ、市立小・中学校における望ましい通学時間・距離の範囲を次のとおりとします。

| 校種  | 適正配置（望ましい通学距離・時間の上限） |
|-----|----------------------|
| 小学校 | おおむね3km・45分以内        |
| 中学校 | おおむね4km・60分以内        |

##### イ 望ましい通学距離・時間の範囲（上限）設定の考え方について

(ア) 前方針及び国の考え方では小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内となっており、徒歩換算ではそれぞれ60分、90分となるが、アンケート調査では、現状の通学時間では60分以上かかる児童・生徒は存在せず、また、保護者、教職員が許容範囲だと考える通学時間においても60分以上と回答している割合はほぼない状況（生徒保護者で1.2%、その他区分では選択者はいない。）

(イ) 現状で最長となる通学路は、小学校で3.6km、中学校では3.5kmであり、当該の児童・生徒を含めほぼ全てが徒歩で通学

(ウ) 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会では、「児童・生徒はランドセルや部活動の荷物などの重い荷物を持って通学しているので、小学校4km、中学校6kmはかなり負担が大きい」などの意見

\* 本方針では、「不動産の表示に関する公正競争規約及び施行規則」で定める『徒歩による所要時間は、道路距離80メートルにつき1分間を要する』（1km=12分30秒）を参考に、児童・生徒数の徒歩速度を考慮し、1km=15分程度としています。

## 第4章 市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策

### 1 適正規模・適正配置の方策の考え方

#### (1) 適正規模・適正配置の方策の前提条件について

学校の適正規模・適正配置の方策の前提条件は次のとおりです。

##### ア 通学区域制度について

「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）」では、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合には、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と定められていることから、本市では「厚木市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則」を制定し、通学区域を定め、就学すべき学校を指定しています。

また、前方針において「通学区域制度は、義務教育における適正な規模の学校と教育内容を保障し、これにより教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とし掲げている。また、学校は、地域コミュニティの場としての役割も高く、児童・生徒が自分たちの生活圏の中で成長していくことが重要であることから、住所により就学する学校を指定する通学区域制度を基本とする。」という考え方に基づき通学区域を定めています。

今後についても、この考え方に妥当性があると考えられることから、この制度を維持するものとします。

##### イ 1 中学校・2 小学校の原則について

本市では、これまで教育活動上の活力や発展性を考慮し、前方針で「中学校の通学区域は、二つの小学校の通学区域で構成することを原則とする。ただし、学校規模等を勘案の上、通学区域を設定する。」と定めています。

今後についても、教育上の活力や発展性を考慮し、1 中学校・2 小学校の原則を維持しつつ、中学校において適正な学校規模を確保することを前提に、1 中学校・1 小学校の通学区域の構成等も認めるものとします。

## 2 適正規模の方策

学校規模の適正化を図るための方策は次のとおりとします。

### (1) 適正規模の方策について

| 方策 |              |     |                     | 方策の説明                                                                |
|----|--------------|-----|---------------------|----------------------------------------------------------------------|
| ア  | 通学区域の変更      |     |                     | 通学区域を変更・再編成するもの                                                      |
| イ  | 学校の統廃合       | (ア) | 既存学校用地の活用           | 既に学校が設置されている用地を活用して、複数校を統合するもの                                       |
|    |              | (イ) | 新規用地の確保             | 新たに用地を確保し、複数校を統合するもの                                                 |
|    |              | (ウ) | 通学区域の分割             | 3校以上の統合予定校のうち、1校を分割し、他の学校に統合するもの                                     |
| ウ  | 通学区域制度の弾力的運用 | (ア) | 通学区域の一部区域における学校選択制度 | 大規模状態にある学校の通学区域に居住する児童・生徒について、他の学校が住居からおおむね1km以内にある場合、当該学校への就学を認めるもの |
|    |              | (イ) | 小規模特認校制度            | 通学区域に関係なく、特定の小規模な学校への就学を認めるもの                                        |
| エ  | 学校の新設        |     |                     | 既存の通学区域を分割して新しい学校を設置するもの                                             |
| オ  | 校舎の増改築       |     |                     | 児童・生徒の増加に対応するため、既存校舎の増改築を実施するもの                                      |

(2) 各方策の効果やメリット、課題や留意すべき事項について

【各方策の効果やメリット、課題や留意すべき事項について（ア～イ）】

※「○」は該当、「△」は一定程度該当する項目

| 適正規模の方策         |                                        | ア 通学区<br>域の変更 | イ 学校の統廃合          |                 |                 |
|-----------------|----------------------------------------|---------------|-------------------|-----------------|-----------------|
|                 |                                        |               | (ア) 既存学校<br>用地の活用 | (イ) 新規用<br>地の確保 | (ウ) 通学区<br>域の分割 |
| 効果・<br>メリ<br>ット | 地域を分断することなく学校規模を調整することができる             |               | ○                 | ○               | △               |
|                 | 対象校の学校規模を調整することができる                    | ○             | ○                 | ○               | ○               |
|                 | 児童・生徒が学校を選択することができる                    |               |                   |                 |                 |
| 課題・<br>留意事項     | 就学している学校の変更等により児童・生徒や保護者に負担が発生する可能性がある | ○             | ○                 | ○               | ○               |
|                 | 通学距離・時間が長くなる児童・生徒が発生する可能性がある           | △             | ○                 | △               | ○               |
|                 | 小規模な学校同士、大規模な学校同士が隣接しているケースには適さない      | ○             |                   |                 |                 |
|                 | 地域コミュニティと学校との関係や連携が希薄化する可能性がある         |               |                   |                 |                 |
|                 | 地域コミュニティへの影響(地域の分割・分断)                 | ○             |                   |                 | △               |
|                 | 地域コミュニティへの影響(廃校となる地域の活力の減少等)           |               | ○                 | △               | ○               |
|                 | 制度の利用状況により、規模適正化の効果が小さくなる可能性がある        |               |                   |                 |                 |
|                 | 学校用地取得や学校施設整備が必要となる                    |               |                   | ○               |                 |

【各方策の効果やメリット、課題や留意すべき事項について（ウ～エ）】

| 適正規模の方策         |                                        | ウ 通学区域制度の弾力的運用                      |                  | エ 学校の<br>新設 |
|-----------------|----------------------------------------|-------------------------------------|------------------|-------------|
|                 |                                        | (ア) 通学区域<br>の一部区域<br>における学<br>校選択制度 | (イ) 小規模特<br>認校制度 |             |
| 効果・<br>メリ<br>ット | 地域を分断することなく学校規模を調整することができる             |                                     |                  |             |
|                 | 対象校の学校規模を調整することができる                    | △                                   | △                | ○           |
|                 | 児童・生徒が学校を選択することができる                    | ○                                   | ○                |             |
| 課題・<br>留意事項     | 就学している学校の変更等により児童・生徒や保護者に負担が発生する可能性がある |                                     |                  | ○           |
|                 | 通学距離・時間が長くなる児童・生徒が発生する可能性がある           |                                     | △                |             |
|                 | 小規模な学校同士、大規模な学校同士が隣接しているケースには適さない      | ○                                   |                  |             |
|                 | 地域コミュニティと学校との関係や連携が希薄化する可能性がある         | △                                   | ○                |             |
|                 | 地域コミュニティへの影響（地域の分割・分断）                 |                                     |                  | △           |
|                 | 地域コミュニティへの影響（廃校となる地域の活力の減少等）           |                                     |                  |             |
|                 | 制度の利用状況により、規模適正化の効果が小さくなる可能性がある        | ○                                   | ○                |             |
|                 | 学校用地取得や学校施設整備が必要となる                    |                                     |                  | ○           |

【「オ 校舎の増改築」の効果やメリット、課題や留意すべき事項について】

「オ 校舎の増改築」については、適正規模の方策に準じた方策であり、効果や課題等は次のとおりとなります。

|     |                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 効果等 | 地域を分断することなく、大規模な学校のデメリットの一部を解消できる                                                                      |
| 課題等 | 学校規模のデメリットの一部解消（施設や備品の利用制限の解消）にはつながるが、その他のデメリット等（「児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい」「教職員のマネジメント等が難しくなりやすい」）は解消されない |

### 3 適正配置の方策（通学負担軽減策）

学校規模の適正化の検討に当たり、望ましい通学距離・時間を上回る場合などにおける適正配置の方策（通学負担軽減策）は次のとおりとします。

(1) 適正配置の方策について

| 方策 |                        | 対象校種       | 方策の説明                                                                                                                                                       |
|----|------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア  | 住所地から近い場所にある学校への通学を認める | 小学校<br>中学校 | 住所地により定められている就学指定校より、通学距離が短い学校への通学を認めるもの<br>※現状では、児童は、「厚木市指定学校変更承認要綱」で定める「指定学校よりも著しく距離的に近い学校に就学を希望する場合」は、就学小学校の変更が可能（生徒は「厚木市中学校選択制実施要綱」に基づき指定中学校の変更が可能）     |
| イ  | 公共交通機関（バスなど）の利用を認める    |            | バスなどの公共交通機関を利用した通学を認めるもの                                                                                                                                    |
| ウ  | スクールバスを運行する            |            | 児童・生徒が乗車する専用のバスを運行し、学校まで通学するもの                                                                                                                              |
| エ  | 自転車の通学を認める             | 中学校        | 自転車を利用した通学を認めるもの<br>※本方策については、通学における安全性の確保を考慮し、まず方策ア～ウを優先的に検討する。その上で、学校の立地状況、生徒の通学の現状等を踏まえ、方策ア～ウを導入した場合において課題が多く、かつ、本方策導入による通学負担の軽減効果が高いと判断される場合において実施を検討する |

(2) 各方策のメリット、課題や検討・対応が必要な事項について

| 方策 |                        | メリット                                                                                                                                   | 課題や検討、対応が必要な事項                                                                                                                                                                                                  |
|----|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア  | 住所地から近い場所にある学校への通学を認める | <p>(ア) 人的・財政的な追加負担等がなく、通学に係る負担の軽減が可能</p> <p>(イ) 類似制度が整備されており、制度の導入が容易</p>                                                              | <p>(ア) 就学指定校より近い場所にある学校が存在しないケースには適さない</p> <p>(イ) 指定就学校が小規模な学校である場合や近い場所にある学校が大規模な学校である場合、結果的に学校規模の偏りを更に大きくしてしまう可能性がある</p>                                                                                      |
| イ  | 公共交通機関（バスなど）の利用を認める    | <p>(ア) 定期的に運行しているため、乗り遅れた場合も次のバスでの登下校が可能</p> <p>(イ) （スクールバスと比較して）市で乗降場所の確保等が不要</p> <p>(ウ) 公共交通の利用が促進されるため、路線バス等の公共交通の維持に寄与する可能性がある</p> | <p>(ア) 既存の路線バスの運行がない地域では制度自体の利用ができない</p> <p>(イ) 制度利用者におけるバス代の負担が発生する</p> <p>(ウ) 一般乗客がいるため、満員で乗車できない場合や車内トラブルが発生する可能性がある</p> <p>(エ) 低学年の児童については、バスの乗降などの利用の仕方や乗車中のトラブル発生時の対応などについて事前に学ぶ機会を設ける必要がある</p>           |
| ウ  | スクールバスを運行する            | <p>(ア) 既存の路線バスの運行がない地域でも制度導入が可能</p> <p>(イ) 乗降場所をきめ細かに設定することが可能</p> <p>(ウ) 一般乗客がいないため、満員で乗車できないことや車内トラブルが発生する可能性が低い</p>                 | <p>(ア) 乗り遅れた場合、バスによる登下校ができなくなる可能性がある</p> <p>(イ) バスの導入・運行等に係る市の財政的負担が大きくなる可能性がある</p> <p>(ウ) 市による乗降場所の確保が必要</p>                                                                                                   |
| エ  | 自転車の通学を認める             | <p>(ア) 児童・生徒が慣れ親しんでいる移動手段であり、公共交通機関やスクールバスなどと比較し、自由度が高く、利便性が高い</p> <p>(イ) 既に自転車を所有している場合、金銭的負担が小さい</p>                                 | <p>(ア) 自転車運転による事故の被害者・加害者となる可能性があることから、導入に当たっては、事故を防ぐため学校、保護者、市教育委員会、警察など関係者による十分な協議や車道通行等における安全対策を講じる必要がある</p> <p>(イ) 制度利用者における自転車等の購入負担が発生する</p> <p>(ウ) 学校敷地への駐輪場の整備</p> <p>(エ) 雨天等の場合、他の交通手段が必要となる可能性がある</p> |

#### 4 適正規模・適正配置の方策の実施に当たり考慮すべき事項等

適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、教育上の観点はもちろんのこと、公共施設の維持管理や適正配置、都市づくり、学校と地域コミュニティ等との関係性、地域コミュニティ等の拠点としての学校施設の在り方などを考慮します。

##### (1) 公共施設の維持管理や適正配置について

###### ア 学校施設の現状について

市内には、現在、小学校 23 校、中学校 13 校の合計 36 校（155 棟）が整備されています。学校施設は、本市が保有している公共建築物における床面積の約半数を占め、令和 2（2020）年度時点で、42.6%の建物が築 40 年以上経過しています。

また、昭和 40（1965）年代後半から児童・生徒数の増加に伴い集中的に整備を進めてきたことから、2030 年代から 2040 年代にかけて、多くの建物が更新時期を迎えます。（本市では、公共建築物の目標耐用年数を原則として建設後 60 年としています。）

「厚木市公共施設最適化基本計画」（以下「基本計画」という。）で行った試算では、平成 27（2015）年度から令和 36（2054）年度までの 40 年間における学校施設の建て替えに伴う更新費用は約 725 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 103 億円、合計で約 828 億円が必要となる見込みとなっています。（市公共建築物全体では、更新費用は 40 年間で約 1,430 億円、維持管理費用で約 419 億円、全体で約 1,849 億円を見込んでいます。）

##### 【10 年以内（令和 2（2020）年度～11（2029）年度）に更新時期を迎える学校一覧】

| No | 校種  | 学校名    | 建物名 | 更新時期        |
|----|-----|--------|-----|-------------|
| 1  | 小学校 | 依知南小学校 | 中央棟 | 令和 6（2024）年 |
| 2  |     | 緑ヶ丘小学校 | 東棟  | 7（2025）年    |
| 3  |     | 北小学校   | 南棟  | 8（2026）年    |
| 4  |     | 小鮎小学校  | 南棟  | 9（2027）年    |
| 5  |     | 依知小学校  | 体育館 | 11（2029）年   |
| 6  |     | 厚木小学校  | 北棟  | 11（2029）年   |
| 7  | 中学校 | 南毛利中学校 | 体育館 | 9（2027）年    |
| 8  |     | 睦合中学校  | 体育館 | 10（2028）年   |
| 9  |     | 東名中学校  | 南棟  | 11（2029）年   |

## イ 公共施設最適化の取組について

基本計画では、公共建築物の更新・保全のために充当できる予算は40年間で約1,427億円となっており、約422億円不足することが見込まれています。これらの財源不足を解消するため、適正な規模での更新、複合化や施設の統廃合、民間活力の導入などの最適化に向けた取組を進めています。

また、「小・中学校については、将来的な児童・生徒数の減少を見据え、適正な教室数への更新や施設の複合化などにより、40年間で延べ床面積の総量を現在の75～80%まで抑制していく」方針が示されており、今後の学校施設の更新時には、施設の適正規模での更新に加え、他の施設との複合化などについて検討します。

### 【基本計画で定める「財源不足を解消するための取組一覧」】

| 個別目標          | 具体的な取組                                  | 40年間の効果額 |
|---------------|-----------------------------------------|----------|
| 適正な規模での更新、複合化 | 小・中学校（現状の75～80%）<br>その他公共建築物（現状の85～90%） | 約262億円   |
| 特定財源の確保       | 更新時における特定財源の確保                          | 約115億円   |
| 民間への移譲        | 保育所6か所ほか                                | 約15億円    |

また、アンケート調査の設問項目「学校の建て替えの考え方」では、児童・生徒保護者、教職員、市民の全ての回答区分において「将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える」の選択割合が7割を超えていることを踏まえ、建て替える学校を選択し、延べ床面積の抑制を検討します。

今後も将来にわたって子どもたちの学校生活の安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる環境を整えていくため、建て替え等の費用の削減・平準化を図りながら、施設整備や改修を計画的\*に進めます。

\* 本市では基本計画に基づき公共施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、改めて公共施設の現状を整理した上で、対策に係る優先順位の考え方、対策内容及び実施時期を定める「厚木市公共施設個別施設計画（令和3（2021）年度策定予定）」を、本方針との整合を図りながら、策定するものとしています。

## (2) 都市づくりについて

### ア 都市づくりとの関係について

本市では、中長期的な視点から本市の将来都市像や都市づくりの方向性を示す「都市計画マスタープラン」を策定し、都市づくりを進めています。

また、都市計画マスタープランを受けて「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」を策定し、人口減少・超高齢社会に対応する都市づくりを進めるため、居住と生活サービス施設をバス路線沿線に緩やかに誘導し、居住と生活サービス施設の距離を短縮することにより、市民の生活利便性を高め、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指す取組を進めているところです。

今後、小・中学校の適正規模・適正配置の方策を検討する際には、これらの都市づくりの考え方を考慮しながら検討します。

## (3) 地域コミュニティとの関係について

### ア 学校と地域コミュニティとの関係性について

市立小・中学校は、学校関係者だけでなく、自治会を始めとする様々な地域コミュニティ団体等の支援を受けながら運営しており、近年では、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組などを積極的に進めています。

また、社会教育の視点からも、小学校区ごとに設置されている「地域子ども教室」\*を始め、学校、地域の団体や個人、公民館などが連携した取組が行われており、今後もそうした取組が地域で求められることが考えられます。

こうしたことを踏まえ、適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、地域コミュニティや地域施設等との関係性を考慮します。

そうした中において、学校と地域コミュニティ等の区域が一致していることは、学校と地域コミュニティ等が連携・協力して学校の運営や児童・生徒の見守り等を行うという観点から望ましいと考えられます。

今後、適正規模・適正配置の方策を考えるに当たっては、自治会を始めとする地域コミュニティ団体等をできる限り分断しないよう、各団体の設置単位等を考慮に入れるとともに、団体などの意見を丁寧に聴取しながら検討します。

\* 地域子ども教室…主に公民館を活動場所として、安心・安全な子どもの居場所を設け、地域の社会教育関係団体等のボランティアの協力を得て、放課後や週末に子どもを対象に文化活動、スポーツ活動、体験活動、地域とのふれあい交流活動などを実施する事業

【学校運営に関係する主な地域コミュニティ団体や施設等】

|       |                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 団体・個人 | コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、小・中学校 P T A、各種学校ボランティア、青少年健全育成会、青少年指導員、青少年相談員、子ども会、母親クラブ、民生委員・児童委員、少年補導員、自治会、地区市民自治推進組織、交通安全母の会、交通安全指導員 等 |
| 施設    | 公民館、児童館、放課後児童クラブ* <sup>1</sup> 等                                                                                                 |

イ 地域コミュニティ等の拠点としての学校施設の在り方について

(7) 基本的な考え方について

学校施設は教育施設であるとともに、地域で最も身近な公共施設の一つです。

アンケート調査の設問項目「学校がこれまで担ってきた役割で重要だと考えられる役割」、「これからの地域における活動拠点として小・中学校に期待する役割」では、「地域防災の拠点」、「児童・生徒の放課後の居場所・活動場所」、「地域の活動・交流の拠点」、「スポーツ活動の拠点」などの選択割合が高く、地域コミュニティの拠点としての役割が今後も求められると考えられます。

そうしたことから、今後、通学区域の再編成や学校の統廃合など、適正規模・適正配置の方策を検討する際には、これらの役割や機能への影響について十分配慮します。

また、学校の統廃合を検討する場合には、地域の防災力やコミュニティの活力維持等の観点から、学校跡地の在り方について検討します。

(4) 地域防災の拠点としての役割について

市立小・中学校全 36 校が地震災害や風水害等の指定緊急避難場所、指定避難所（以下「避難所等」という。）に指定されており、地域防災の拠点としての役割に対する期待も高くなっています。

本市では、避難所等について、面積に基づき収容可能な人数を定めており、学校の統廃合等が実施された場合、地域における避難所等の在り方や市全体の避難所等の収容人数などに影響が及ぶことから、他避難所等との兼ね合いや防災体制の整備など、地域における災害対策について事前に十分に調整を図りながら検討します。

(6) 児童・生徒の放課後の居場所・活動場所としての役割について

本市では、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを市内全 23 小学校の敷地又は近隣施設\*<sup>2</sup>に設置、また、放課後子ども教室も、令和 2（2020）年度時点で、相川小学校及び鳶尾小学校に設置しています。

\* 1 本方針では市立放課後児童クラブを指します。

\* 2 南毛利小学校以外の 22 校は小学校敷地内に、南毛利放課後児童クラブは隣接する南毛利学習支援センター内に設置

通学区域の再編成や学校の統廃合が実施された場合、放課後の児童・生徒の居場所・活動場所の確保などの見直しが必要となることから、地域内の児童館などとの兼ね合いや見守り体制などについて事前に十分な調整を図りながら検討します。

(I) 地域の活動・交流やスポーツ活動などの拠点としての役割について

地域コミュニティは、自治会はもとより、小・中学校区を一つの単位として醸成されてきた経緯があり、現在も地域の運動会や伝統行事などのイベント、地域団体のスポーツ活動等において、学校施設が重要な役割を果たしています。

通学区域の再編成や学校の統廃合が実施された場合、通学区域が拡大されたり、地域から学校が無くなったりすることにより、結果的に学校と地域との関係が希薄化する懸念があります。

こうしたことから、通学区域の再編成等を実施した場合でも、地域コミュニティや地域と学校との関係が希薄化しないよう、地域コミュニティ維持に必要な取組や方策、地域と学校との協力体制などについて、地域住民、保護者、学校関係者、行政が連携・調整を図りながら検討します。

## 5 適正規模・適正配置の方策の実施基準

市立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けた方策の実施については、次に示す基本的な考え方にに基づき、各学校や地域の実情などを踏まえ、総合的に判断するものとします。

(1) 方策を実施する対象校について

ア 対象校について

毎年度実施している「児童・生徒及び学級数将来推計」において、当該年度から9年後（以下「対象年度」という。〔例 令和2年度推計であれば対象年度は令和11年度〕）に本方針で定める小・中学校の適正規模（小学校：12学級～24学級程度、中学校：9学級～18学級程度）を下回る学校（小規模校）及び上回る学校（大規模校）を、方策の実施を検討する対象校（以下「対象校」という。）とします。

なお、対象校における方策の検討に当たっては、本市における人口の現状と将来の展望や人口減少を克服するための施策の基本的方向を取りまとめた計画である「厚木市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」で目指す「本市の人口の将来展望」における地域別の年少人口（0～14歳）の将来展望値を踏まえ、長期的な視野をもって検討します。

イ 優先して方策を実施することが望ましい対象校について

対象校のうち、対象年度において次の学校規模となることが見込まれる場合は、優先して方策の検討を進める学校（以下「優先的对象校」という。）とします。

| 校種  | 小規模校   | 大規模校    |
|-----|--------|---------|
| 小学校 | 6 学級以下 | 31 学級以上 |
| 中学校 |        | 25 学級以上 |

(2) 方策実施に係る基本的な考え方について

ア 通学区域の再編成を伴う方策について

通学区域の再編成を伴う方策（通学区域の変更、学校の統廃合、学校の新設）を検討する場合は、隣接する学校との関係性を含めて検討します。

通学区域については、地域コミュニティとの関係性や通学区域編成の経緯を踏まえ、市制施行前の旧町村域による 8 地域\*を基に再編成を伴う方策を検討するものとします。なお、中学校区については、上記に加え、小学校との整合性を配慮し検討を行うことを原則とします。

ただし、地域内において、通学区域の変更や学校の統廃合の実施に適した学校が存在しない場合など、通学区域の再編成の方策の実施が難しい場合は、この限りではないものとします。

(3) 方策実施に係る検討時期について

ア 経過措置期間を見据えた検討について

通学区域の再編成を伴う適正規模の方策を実施する場合、対象となる児童・生徒やその保護者、地域への影響が大きいことから、再編成に伴う環境の変化がもたらす影響を緩和するため、一定期間（複数年度）の経過措置策の導入が必要と考えられます。

経過措置期間を確保するため、適切な時期に検討を進めます。

イ 学校施設の再整備計画を踏まえた検討について

「厚木市公共施設個別施設計画（令和 3（2021）年度策定予定）」では、学校施設の再整備に係る対応方針及びスケジュールを示すこととしています。

学校施設について、今後更新を迎えるものが複数あり、再整備に当たっては、将来の児童・生徒数の見込み等を把握した上で施設規模等を検討する必要があることから、事前に当該校の将来的な通学区域が整理されている必要があります。

そうしたことから、対象校における方策の実施時期については、学校施設の再整備時期を見据えて検討します。

なお、学校施設の再整備が必要となる学校の近隣に優先的对象校が存在する場合は、優先的对象校を含めて適正規模の方策を検討した上で、整備内容を整理します。

\* 旧町村域による 8 地域の詳細は参考資料の「地域別市立小・中学校所在地区分」参照

#### (4) 方策実施に係る留意事項について

- ア 対象校については、まず通学区域の再編成を伴わない方策（通学区域制度の弾力的運用、校舎の増改築）を検討します。優先的対象校については、通学区域の再編成を伴う方策を含めた全ての方策の中から検討します。
- イ 通学区域の再編成を伴う方策の実施に伴い、通学距離・時間が長距離化・長時間化する場合は、望ましい通学距離・時間の上限を目安に通学負担軽減策を導入します。
- ウ 通学区域の再編成を伴う方策を実施した学校や地域については、児童・生徒などへの影響が大きいことから、当面の期間（原則として10年程度）は、通学区域の再編成は行わないものとします。
- エ 通学区域の再編成を実施しても、なお適正規模に達することが見込めない場合であっても、単学級の解消や単学級における学級規模の拡大などの教育効果の向上が図られる場合は、方策を実施します。

### 6 適正規模・適正配置の取組の進め方

#### (1) 基本的な考え方について

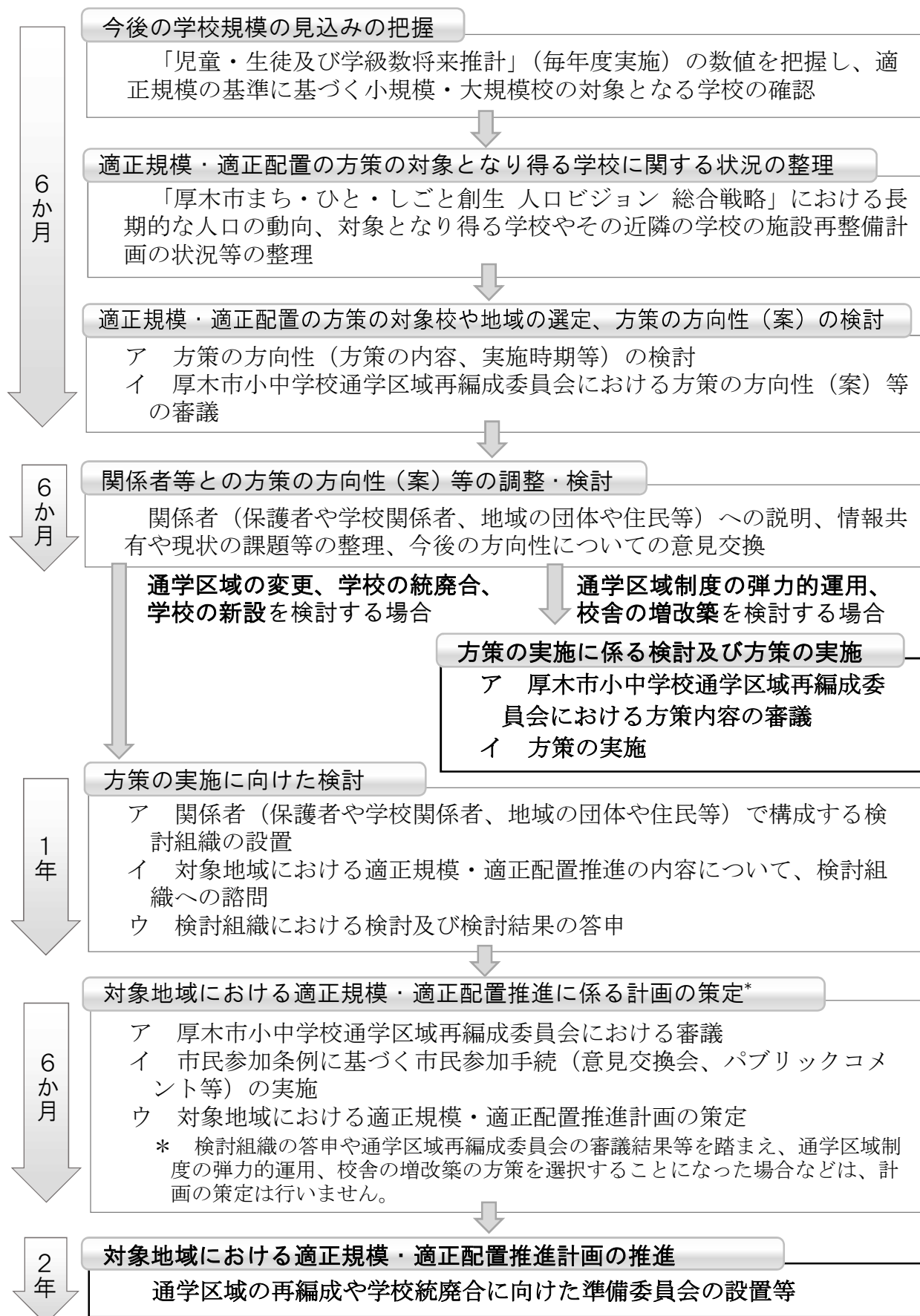
学校の適正規模・適正配置の方策の実施に当たっては、児童・生徒はもちろんのこと、その保護者や学校関係者、地域の団体や住民など様々な関係者や関係団体に影響が及ぶことから、情報提供や情報共有、意見交換を始め、市民参加条例に基づく市民参加手続など、多様な機会を設けて、関係者や関係団体との合意形成を図りながら、適正規模・適正配置の実現に向けて取り組みます。

#### (2) 取組の進め方について

適正規模・適正配置の方策の実施に当たっては、次のとおり取り組みます。

○ 適正規模・適正配置の取組の進め方

適正規模・適正配置の取組、スケジュールの目安は次のとおりとします。



※上記のほか、各検討段階で厚木市議会へ報告・説明を実施

#### 参考資料

- 1 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果（要旨）
- 2 令和2（2020）年度児童・生徒及び学級数将来推計（抜粋）
- 3 市立小・中学校通学区域図（令和元（2019）年10月15日時点）
- 4 地域別市立小・中学校所在地区分
- 5 本方針策定の経過

1 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果(要旨)

1. 調査概要

|               |                                                                 |                                        |                               |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------|
| 目的            | 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置の検討に係る基礎資料として、児童・生徒の保護者、教職員及び市民の皆様の意識を把握するため |                                        |                               |
| 調査名           | 厚木市立小・中学校の教育環境に関するアンケート調査                                       |                                        | 厚木市立小・中学校の地域における役割に関するアンケート調査 |
| 種別            | 児童・生徒の保護者                                                       | 教職員                                    | 市民                            |
| 調査対象          | 市立小学校6年生及び中学校3年生の保護者<br>※各学校1学級を対象                              | 市立小・中学校の教職員<br>※校長、教頭、学年主任(小学6年又は中学3年) | 無作為抽出された18歳以上の市民              |
| 実施期間          | 令和2年7月22日～8月4日                                                  |                                        | 同年7月29日～8月12日                 |
| 配布数           | 1,440人<br>[うち小学校920人、中学校520人]                                   | 108人                                   | 1,104人                        |
| 回答者数<br>(回答率) | 697人(48.4%)<br>[うち小学校454人(49.3%)、うち中学校243人(46.7%)]              | 107人(99.1%)                            | 406人(36.8%)                   |

2. 設問概要

| 設問区分                       | 設問内容                                           | 設問回答対象                             |
|----------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------|
| (1) 学校規模について               | 小規模な学校・大規模な学校のメリット・デメリットや学校運営上の課題、望ましい学級数とその理由 | 保護者及び教職員<br>※「学校運営上の課題」は教職員のみ      |
| (2) 通学時間・方法について            | 児童・生徒の通学時間や方法、許容できる通学時間と許容範囲を超える場合の配慮          | 保護者及び教職員<br>※「児童・生徒の通学時間や方法」は保護者のみ |
| (3) 地域における学校の役割について        | 学校に行く頻度や理由、これまでの地域における学校の役割や今後期待する役割           | 市民                                 |
| (4) 学校施設の老朽化について           | 学校施設の老朽化により発生する問題                              | 保護者、教職員及び市民                        |
| (5) 学校の建て替えの考え方について        | 学校の建て替えの考え方                                    |                                    |
| (6) 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮について | 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮                             |                                    |

3. 調査結果概要

※設問の選択肢は、場合により語句を簡略化しています。

(1) 学校規模について

① 小規模な学校のメリット・デメリットについて

| 区分    | 回答者区分 |     | 1位                         |       | 2位                             |            | 3位                                |       |
|-------|-------|-----|----------------------------|-------|--------------------------------|------------|-----------------------------------|-------|
| メリット  | 小学校   | 保護者 | 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい   | 29.7% | 児童・生徒の人間関係が深まりやすい              | 23.6%      | 学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが多くなりやすい | 16.5% |
|       |       | 教職員 |                            | 25.7% |                                | 17.3%      |                                   | 16.3% |
|       | 中学校   | 保護者 | 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい   | 33.6% | 児童・生徒の人間関係が深まりやすい              | 23.2%      | 学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが多くなりやすい | 15.1% |
|       |       | 教職員 |                            | 32.7% |                                | 19.2%      |                                   | 17.3% |
| デメリット | 小学校   | 保護者 | 児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい | 29.0% | PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい | 23.4%      | 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい          | 16.0% |
|       |       | 教職員 |                            | 36.6% |                                | 24.7%      |                                   | 12.9% |
|       | 中学校   | 保護者 | 児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい | 26.8% | 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい       | 24.0%      | PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい    | 20.4% |
|       |       | 教職員 |                            | 31.4% |                                | 31.4%※同率1位 |                                   | 17.1% |

※1…「運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に制約が生じやすい」と「PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい」が同率(12.9%)

回答の傾向

- ・メリットでは、全ての回答者区分で「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」が1位となっている。2位・3位も重複している項目が多い。
- ・デメリットでは、全ての回答者区分で「児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい」が1位となっている。保護者では、「PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい」が小学校では2位、中学校では3位となっている。

② 大規模な学校のメリット・デメリットについて

| 区分    | 回答者区分 |     | 1位                                    |       | 2位                                    |                    | 3位                                    |       |
|-------|-------|-----|---------------------------------------|-------|---------------------------------------|--------------------|---------------------------------------|-------|
| メリット  | 小学校   | 保護者 | 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい          | 19.9% | 多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい | 19.2%              | 豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい            | 17.6% |
|       |       | 教職員 | 多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい | 29.7% | 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい          | 28.0%              |                                       | 19.2% |
|       | 中学校   | 保護者 | 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい          | 21.7% | 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい       | ※同率<br>1位<br>21.7% | 多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい | 20.4% |
|       |       | 教職員 | 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい       | 29.1% | 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい          | 28.2%              |                                       | 21.4% |
| デメリット | 小学校   | 保護者 | 全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい          | 42.2% | 特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい | 21.8%              | 学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが少なくなりやすい    | 17.9% |
|       |       | 教職員 | 特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい | 38.0% | 全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい          | 34.6%              |                                       | 16.2% |
|       | 中学校   | 保護者 | 全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい          | 45.9% | 特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい | 23.2%              | 学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが少なくなりやすい    | 15.0% |
|       |       | 教職員 | 特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい | 39.5% | 全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい          | 37.0%              |                                       | 14.8% |

回答の傾向

- ・メリットでは、小学校と中学校のそれぞれで、1位と2位の順位は異なるものの、1位～3位まで回答項目が保護者と教職員で一致している。
- ・デメリットでは、全ての回答者区分で、順位は異なるものの全て同じ回答項目が1～3位となっている。

③ 小規模な学校・大規模な学校における学校運営上の課題について

| 区分     | 回答者区分 |     | 1位                                             |       | 2位                                       |       | 3位                                                 |       |
|--------|-------|-----|------------------------------------------------|-------|------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------|-------|
| 小規模な学校 | 小学校   | 教職員 | 教職員1人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい               | 31.2% | 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい | 26.1% | 教職員の出張や研修等の調整が難しくなりやすい                             | 13.6% |
|        | 中学校   |     |                                                | 30.8% |                                          | 28.0% | 部活動等の指導者を確保することが難しくなりやすい                           | 19.6% |
| 大規模な学校 | 小学校   | 教職員 | 特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用に当たり、授業の割り当てや調整が難しくなりやすい | 32.4% | 教職員相互の連絡調整や共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい         | 19.7% | ICT 機器などの授業で使用する教材や教具を児童・生徒一人一人にいきわたらせることが難しくなりやすい | 17.6% |
|        | 中学校   |     |                                                | 29.7% | 児童・生徒や教職員が多く、管理する職員が行うマネジメントが難しくなりやすい    | 24.2% | 教職員相互の連絡調整や共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい                   | 19.8% |

回答の傾向

- ・小規模な学校では、小・中学校が共通で「教職員1人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい」が1位、「教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい」が2位となっている。中学校では3位として「部活動等の指導者を確保することが難しくなりやすい」が入っている。
- ・大規模な学校では、小・中学校が共通で「特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用に当たり、授業の割り当てや調整が難しくなりやすい」が1位となっている。「教職員相互の連絡調整や共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい」も小・中学校共通で入っている。中学校では「児童・生徒や教職員が多く、管理する職員が行うマネジメントが難しくなりやすい」が24.2%で2位に入っている。

④ 望ましい学級数について

| 回答者区分 |     | 1位  |       | 2位  |       | 3位  |       |
|-------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 小学校   | 保護者 | 3学級 | 61.0% | 2学級 | 21.4% | 4学級 | 15.4% |
|       | 教職員 |     | 88.4% | 4学級 | 5.8%  | 2学級 | 4.3%  |
| 中学校   | 保護者 | 4学級 | 44.0% | 3学級 | 24.7% | 5学級 | 20.2% |
|       | 教職員 |     | 78.9% | 5学級 | 13.2% | 3学級 | 5.3%  |

回答の傾向

- ・小学校では、「3学級」が保護者、教職員共通で1位となっており、選択割合も保護者が61.0%、教職員では88.4%となっている。2位と3位も順位は異なるが共に「2学級」、「4学級」となった。「2学級」について、保護者は21.4%だが、教職員では4.3%となっている。
- ・中学校では、「4学級」が保護者、教職員共通で1位となっており、教職員の選択割合は78.9%となっている。2位と3位も順位は異なるが共に「3学級」、「5学級」となった。「3学級」について、保護者は24.7%だが、教職員では5.3%となっている。

⑤ ④で望ましい学級数を選択した理由について

| 回答者区分 |     | 1位                         |       | 2位                                    |       | 3位                         |       |
|-------|-----|----------------------------|-------|---------------------------------------|-------|----------------------------|-------|
| 小学校   | 保護者 | 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい   | 20.8% | 児童・生徒の人間関係が深まりやすい                     | 14.2% | 豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい | 13.3% |
|       | 教職員 | 豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい | 22.7% | 多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい | 18.6% | 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい   | 16.0% |
| 中学校   | 保護者 | 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい   | 17.9% | 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい          | 14.0% | 豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい | 12.8% |
|       | 教職員 |                            | 22.1% |                                       | 17.3% |                            | 14.4% |

回答の傾向

- ・小学校では、「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」と「豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい」が順位は入れ替わっているが、保護者、教職員でそれぞれ1位と3位となっている。2位については、保護者と教職員で異なる結果となっている。
- ・中学校では、保護者、教職員が選択項目、順位ともに同様の結果となっている。2位の「運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい」は、小学校では1位～3位には入っていない選択項目となっている。

## (2) 通学時間・方法について

## ① 児童・生徒の通学時間について

| 回答者区分 |     | 1位     |       | 2位     |       | 3位     |       |
|-------|-----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 小学校   | 保護者 | 15 分未満 | 47.1% | 30 分未満 | 41.2% | 45 分未満 | 10.6% |
| 中学校   |     | 30 分未満 | 49.0% | 15 分未満 | 41.6% |        | 8.2%  |

## 回答の傾向

・小学校・中学校ともに「15 分未満」と「30 分未満」を合わせると全体の 90%程度の割合となっている。

## ② 児童・生徒の通学方法について

| 回答者区分 |     | 1位   |       | 2位  |      | 3位     |      |
|-------|-----|------|-------|-----|------|--------|------|
| 小学校   | 保護者 | 徒歩のみ | 98.9% | その他 | 0.9% | 公共交通機関 | 0.2% |
| 中学校   |     |      | 97.9% |     | 1.2% |        | 0.8% |

## 回答の傾向

・小学校・中学校ともに、ほぼ「徒歩のみ」の回答となっている。「その他」では自家用車での送迎等の回答が寄せられている。

## ③ 許容できる児童・生徒の通学時間の範囲について

| 回答者区分 |     | 1位     |       | 2位     |       | 3位     |       |
|-------|-----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 小学校   | 保護者 | 30 分未満 | 66.1% | 15 分未満 | 22.0% | 45 分未満 | 9.9%  |
|       | 教職員 |        | 73.9% | 45 分未満 | 21.7% | 15 分未満 | 2.9%  |
| 中学校   | 保護者 | 30 分未満 | 70.0% | 45 分未満 | 15.2% | 15 分未満 | 10.3% |
|       | 教職員 |        | 73.7% |        | 21.1% | 60 分未満 | 5.3%  |

## 回答の傾向

- ・小学校では、1位の「30 分未満」は保護者、教職員共通だが、2位と3位では、順位が異なっている。「15 分未満」の選択割合は教職員では 2.9%だが、保護者では 22.0%、「45 分未満」の選択割合では保護者では 9.9%だが、教職員では 21.7%となっている。
- ・中学校では、1位の「30 分未満」、2位の「45 分未満」は保護者、教職員共通となっている。3位は、教職員では「60 分未満」となっているが、保護者では「15 分未満」となっている。

## ④ ③で回答した通学時間を超える場合に必要となる配慮について

| 回答者区分 |     | 1位                    |       | 2位                    |       | 3位                  |       |
|-------|-----|-----------------------|-------|-----------------------|-------|---------------------|-------|
| 小学校   | 保護者 | 住所から近い場所にある学校への通学を認める | 31.0% | スクールバスを運行する           | 26.5% | 公共交通機関(バスなど)の利用を認める | 16.1% |
|       | 教職員 |                       | 37.1% | 公共交通機関(バスなど)の利用を認める   | 28.4% | スクールバスを運行する         | 23.3% |
| 中学校   | 保護者 | 自転車での通学を認める           | 27.9% | 住所から近い場所にある学校への通学を認める | 24.9% | 公共交通機関(バスなど)の利用を認める | 20.9% |
|       | 教職員 | 公共交通機関(バスなど)の利用を認める   | 42.4% |                       | 40.9% | 徒歩で構わない             | 9.1%  |

## 回答の傾向

- ・小学校では、2位と3位の順位は異なるものの、1位～3位まで保護者と教職員との選択項目が一致している。
- ・中学校では、2位の「住所から近い場所にある学校への通学を認める」と、順位は異なるが「公共交通機関(バスなど)の利用を認める」が1位又は3位に入っている。保護者では1位に「自転車での通学を認める」(27.9%)が入っているが、教職員では入っていない。(中学校教職員の「自転車での通学を認める」の選択割合は 3.0%)

(3) 地域における学校の役割について

① 過去1年間に学校に行った頻度について

| 回答者区分 | 1位        |       | 2位    |       | 3位      |      |
|-------|-----------|-------|-------|-------|---------|------|
| 市民    | 1回も行っていない | 61.1% | 年1回以上 | 21.2% | 半年に1回以上 | 9.9% |

② 過去1年間に学校に行った理由について

| 回答者区分 | 1位                   |       | 2位     |       | 3位            |       |
|-------|----------------------|-------|--------|-------|---------------|-------|
| 市民    | 学校行事(運動会や発表会、授業参観など) | 25.8% | 選挙での投票 | 21.2% | 避難訓練などの防災関係活動 | 10.1% |

③ 小・中学校がこれまで地域で担ってきた役割で重要だと考えるものについて

| 回答者区分 | 1位      |       | 2位                 |       | 3位        |       |
|-------|---------|-------|--------------------|-------|-----------|-------|
| 市民    | 地域防災の拠点 | 24.0% | 児童・生徒の放課後の居場所・活動場所 | 21.5% | スポーツ活動の拠点 | 12.9% |

④ これからの地域における活動拠点として小・中学校に期待する役割について

| 回答者区分 | 1位      |       | 2位                 |       | 3位          |       |
|-------|---------|-------|--------------------|-------|-------------|-------|
| 市民    | 地域防災の拠点 | 23.0% | 児童・生徒の放課後の居場所・活動場所 | 20.3% | 地域の活動・交流の拠点 | 13.1% |

回答の傾向

・設問「③小・中学校がこれまで地域で担ってきた役割」と「④ これから小・中学校に期待する役割」では、1位「地域防災の拠点」、2位「児童・生徒の放課後の居場所・活動場所」は共通した選択項目となっている。「④ これから小・中学校に期待する役割」において、3位で「地域の活動・交流の拠点」が入っている。

(4) 学校施設の老朽化について

① 学校施設の老朽化によって発生する重要な問題について

| 回答者区分 | 1位                                               |       | 2位                              |       | 3位                                        |       |
|-------|--------------------------------------------------|-------|---------------------------------|-------|-------------------------------------------|-------|
| 保護者   | 災害の発生時に施設が壊れやすくなる可能性があるなど、児童・生徒の安全が確保できなくなる恐れがある | 51.5% | 災害の発生時に地域の避難施設として使用できなくなる恐れがある  | 19.2% | 雨漏りや設備の故障などにより、学校生活に支障をきたす恐れがある           | 18.0% |
| 教職員   |                                                  | 42.7% | 雨漏りや設備の故障などにより、学校生活に支障をきたす恐れがある | 35.1% | 教育内容・方法の変化に対応できず、児童・生徒の教育環境を充実させることが難しくなる | 17.5% |
| 市民    |                                                  | 42.4% | 災害の発生時に地域の避難施設として使用できなくなる恐れがある  | 33.5% |                                           | 11.5% |

回答の傾向

・全回答者区分で「災害の発生時に施設が壊れやすくなる可能性があるなど、児童・生徒の安全が確保できなくなる恐れがある」が1位となっている。回答割合では保護者で50%以上、教職員と市民でも40%以上となっている。

・2位、3位も他のそれぞれの回答者区分と重複した選択項目となっているが、教職員では「雨漏りや設備の故障などにより、学校生活に支障をきたす恐れがある」、市民では「災害の発生時に地域の避難施設として使用できなくなる恐れがある」がそれぞれ30%以上となっている。

(5) 学校の建て替えの考え方について

① 学校の建て替えの考え方について

| 回答者区分 | 1位                                                   | 2位                                            | 3位                                           |
|-------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 保護者   | 74.5%                                                | 経費を増やさないことを重視し、一部建替えなど、最小限度の範囲で建て替える<br>12.5% | 現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える<br>8.5%    |
| 教職員   | 将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える<br>72.0% | 現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える<br>17.8%    | 経費を増やさないことを重視し、一部建替えなど、最小限度の範囲で建て替える<br>9.3% |
| 市民    | 75.9%                                                | 経費を増やさないことを重視し、一部建替えなど、最小限度の範囲で建て替える<br>10.8% | 現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える<br>9.6%    |

回答の傾向

- ・全回答者区分で「将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える」が1位となっており、選択割合も70%以上となっている。
- ・保護者と市民では2位、3位も同じ順位となっているが、教職員では「現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える」が17.8%で2位となっている。

(6) 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮について

① 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮について

| 回答者区分 | 自由記述回答数 |
|-------|---------|
| 保護者   | 108 件   |
| 教職員   | 51 件    |
| 市民    | 112 件   |

回答の傾向

- ・自由記述による回答内容については、次の傾向が見られた。

- 保護者
  - ・通学時の安全確保等に関すること（23 件）
  - ・教育環境・施設の充実等に関すること（23 件）
  - ・通学手段(通学の負担軽減)等に関すること（14 件）
- 教職員
  - ・教育環境・施設の充実等に関すること（10 件）
  - ・学級規模の適正化に関すること（8件）
  - ・通学時の安全確保等に関すること（7件）
- 市民
  - ・通学時の安全確保等に関すること（34 件）
  - ・通学手段(通学の負担軽減)等に関すること(19 件)
  - ・教育環境・施設の充実等に関すること（11 件）

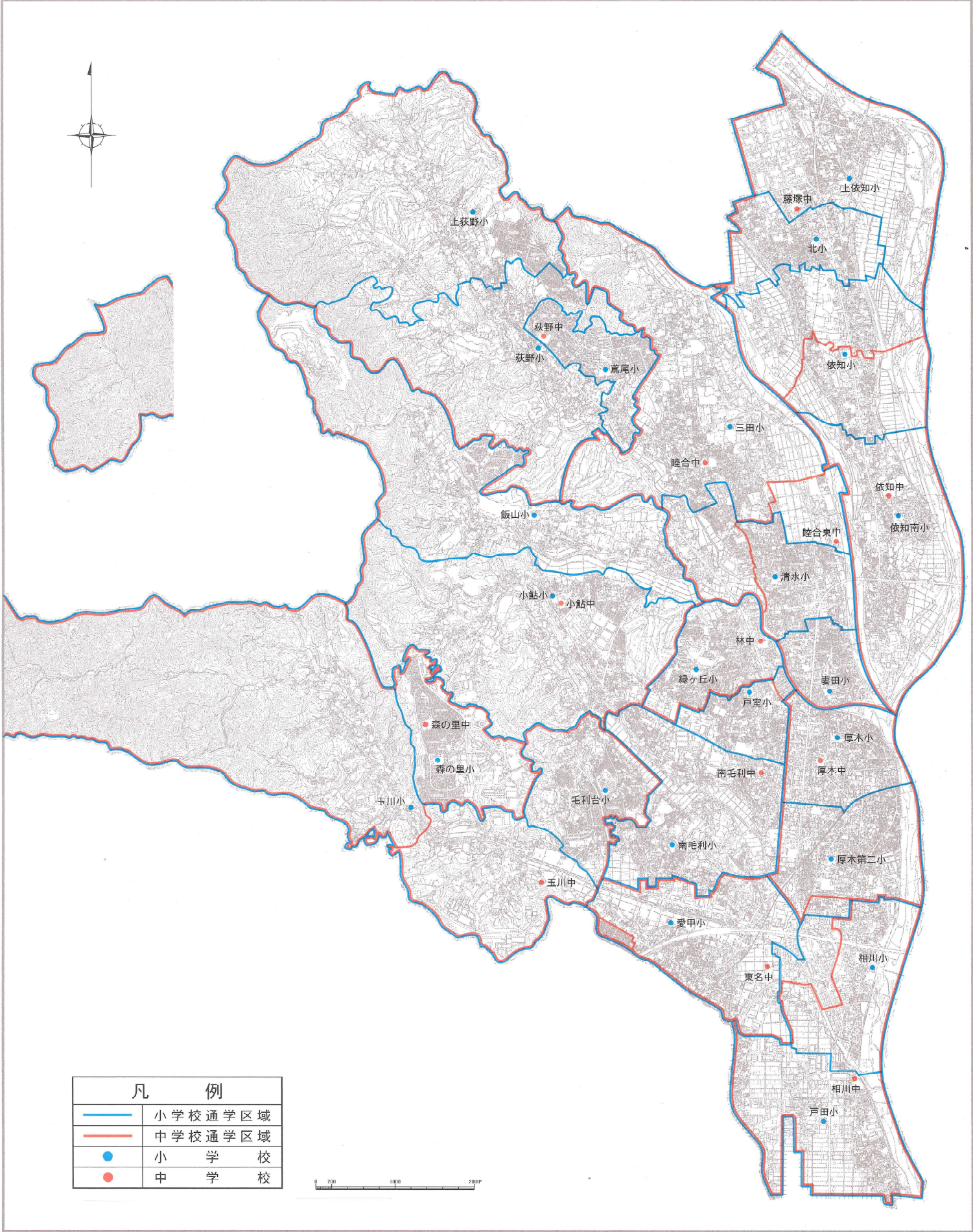
## 2 令和2（2020）年度児童・生徒及び学級数将来推計（抜粋）

| No | 校種  | 学校名   | 令和2（2020）年度<br>実績値（A） |      | 令和11（2029）年度<br>推計値（B） |      | 比較<br>（B-A） |    |
|----|-----|-------|-----------------------|------|------------------------|------|-------------|----|
|    |     |       | 児童・生徒数                | 学級数* | 児童・生徒数                 | 学級数* |             |    |
| 1  | 小学校 | 厚木小   | 926                   | 28   | 778                    | 24   | △148        | △4 |
| 2  |     | 依知南小  | 496                   | 15   | 407                    | 13   | △89         | △2 |
| 3  |     | 北小    | 380                   | 12   | 335                    | 12   | △45         | 0  |
| 4  |     | 荻野小   | 284                   | 10   | 136                    | 6    | △148        | △4 |
| 5  |     | 三田小   | 764                   | 23   | 551                    | 18   | △213        | △5 |
| 6  |     | 清水小   | 889                   | 26   | 673                    | 23   | △216        | △3 |
| 7  |     | 小鮎小   | 435                   | 14   | 329                    | 12   | △106        | △2 |
| 8  |     | 玉川小   | 153                   | 6    | 95                     | 6    | △58         | 0  |
| 9  |     | 南毛利小  | 1,005                 | 31   | 769                    | 23   | △236        | △8 |
| 10 |     | 相川小   | 225                   | 9    | 202                    | 7    | △23         | △2 |
| 11 |     | 厚木第二小 | 837                   | 25   | 929                    | 30   | 92          | 5  |
| 12 |     | 緑ヶ丘小  | 613                   | 18   | 543                    | 18   | △70         | 0  |
| 13 |     | 戸室小   | 550                   | 17   | 562                    | 18   | 12          | 1  |
| 14 |     | 愛甲小   | 500                   | 16   | 449                    | 17   | △51         | 1  |
| 15 |     | 妻田小   | 475                   | 15   | 473                    | 17   | △2          | 2  |
| 16 |     | 鳶尾小   | 330                   | 12   | 198                    | 8    | △132        | △4 |
| 17 |     | 毛利台小  | 497                   | 15   | 421                    | 14   | △76         | △1 |
| 18 |     | 上荻野小  | 388                   | 13   | 175                    | 7    | △213        | △6 |
| 19 |     | 飯山小   | 196                   | 7    | 118                    | 6    | △78         | △1 |
| 20 |     | 森の里小  | 231                   | 9    | 109                    | 6    | △122        | △3 |
| 21 |     | 依知小   | 393                   | 13   | 319                    | 12   | △74         | △1 |
| 22 |     | 戸田小   | 337                   | 12   | 304                    | 12   | △33         | 0  |
| 23 |     | 上依知小  | 305                   | 12   | 247                    | 12   | △58         | 0  |
| 24 | 中学校 | 厚木中   | 826                   | 21   | 841                    | 21   | 15          | 0  |
| 25 |     | 依知中   | 363                   | 12   | 328                    | 9    | △35         | △3 |
| 26 |     | 荻野中   | 664                   | 18   | 330                    | 9    | △334        | △9 |
| 27 |     | 睦合中   | 429                   | 12   | 365                    | 10   | △64         | △2 |
| 28 |     | 小鮎中   | 320                   | 9    | 242                    | 7    | △78         | △2 |
| 29 |     | 玉川中   | 386                   | 11   | 249                    | 8    | △137        | △3 |
| 30 |     | 南毛利中  | 700                   | 19   | 750                    | 20   | 50          | 1  |
| 31 |     | 東名中   | 209                   | 6    | 204                    | 6    | △5          | 0  |
| 32 |     | 林中    | 338                   | 9    | 334                    | 9    | △4          | 0  |
| 33 |     | 藤塚中   | 450                   | 12   | 357                    | 10   | △93         | △2 |
| 34 |     | 森の里中  | 171                   | 6    | 92                     | 3    | △79         | △3 |
| 35 |     | 睦合東中  | 615                   | 17   | 579                    | 16   | △36         | △1 |
| 36 |     | 相川中   | 252                   | 8    | 234                    | 7    | △18         | △1 |

\*学級数は通常学級の級数を記載（特別支援学級の級数は含んでいない）

3 市立小・中学校通学区域図

令和元年 10 月 15 日現在



#### 4 地域別学校所在地区分

旧町村域に基づく8地域は次のとおりになります。

また、参考として各地域内の地区、立地する学校を記載しています。

| 地域（8） |       | 【参考】   |        |                           |                 |
|-------|-------|--------|--------|---------------------------|-----------------|
|       |       | 地区（15） |        | 小学校                       | 中学校             |
| 1     | 厚木地域  | (1)    | 厚木北地区  | 厚木小学校                     | 厚木中学校           |
|       |       | (2)    | 厚木南地区  | 厚木第二小学校                   |                 |
| 2     | 依知地域  | (3)    | 依知北地区  | 北小学校<br>上依知小学校            | 藤塚中学校           |
|       |       | (4)    | 依知南地区  | 依知南小学校<br>依知小学校           | 依知中学校           |
| 3     | 睦合地域  | (5)    | 睦合北地区  | 三田小学校                     | 睦合中学校<br>睦合東中学校 |
|       |       | (6)    | 睦合南地区  | 清水小学校<br>妻田小学校            |                 |
|       |       | (7)    | 睦合西地区  |                           | 林中学校            |
| 4     | 荻野地域  | (8)    | 荻野地区   | 荻野小学校<br>鳶尾小学校<br>上荻野小学校  | 荻野中学校           |
| 5     | 小鮎地域  | (9)    | 小鮎地区   | 小鮎小学校<br>飯山小学校            | 小鮎中学校           |
| 6     | 南毛利地域 | (10)   | 南毛利地区  | 南毛利小学校<br>戸室小学校<br>毛利台小学校 | 南毛利中学校          |
|       |       | (11)   | 緑ヶ丘地区  | 緑ヶ丘小学校                    |                 |
|       |       | (12)   | 南毛利南地区 | 愛甲小学校                     | 東名中学校           |
| 7     | 玉川地域  | (13)   | 玉川地区   | 玉川小学校                     | 玉川中学校           |
|       |       | (14)   | 森の里地区  | 森の里小学校                    | 森の里中学校          |
| 8     | 相川地域  | (15)   | 相川地区   | 相川小学校<br>戸田小学校            | 相川中学校           |

## 5 本方針策定の経過

### (1) 〔附属機関〕厚木市立小中学校適正規模等検討委員会の審議等経過

厚木市立小中学校適正規模等検討委員会は、市立小・中学校の適正規模等について調査審議するため設置された附属機関。委員は、公募による市民、関係団体の代表、学識経験者、市立小・中学校長の10人で構成。

| 日程                                  |                         | 議題等                                                                                                                |
|-------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 諮問                                  | 令和2<br>(2020)年<br>7月16日 | 市教育委員会からの諮問                                                                                                        |
| 第1回                                 |                         | ①厚木市立小中学校適正規模等検討委員会会議の公開等に関する要綱について<br>②学校の適正規模・適正配置に関する情報の共有について                                                  |
| ①7月22日<br>～8月4日<br>②7月29日<br>～8月12日 |                         | 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査の実施<br>①小・中学校の教育環境に関するアンケート調査（対象：児童・生徒の保護者、教職員）<br>②小・中学校の地域における役割に関するアンケート調査（対象：市民） |
| 第2回                                 | 8月28日                   | ①南毛利小学校（大規模校）の視察<br>②東名中学校（小規模校）の視察                                                                                |
| 第3回                                 | 9月29日                   | ①市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果について<br>②市立小・中学校の適正規模・適正配置について                                                      |
| 第4回                                 | 10月23日                  | ①市立小・中学校の適正規模について<br>②市立小・中学校の適正配置について                                                                             |
| 第5回                                 | 11月18日                  | ①市立小・中学校の適正規模・適正配置の在り方の整理について<br>②市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策について                                                         |
| 第6回                                 | 12月21日                  | ①市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策検討に当たり考慮すべき事項等の整理について<br>②適正規模に係る方策について<br>③適正配置に係る方策について<br>④適正規模・適正配置の実現に向けた進め方について         |
| 第7回                                 | 令和3<br>(2021)年<br>2月19日 | ①市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策に係る整理について<br>②地域コミュニティの拠点としての学校施設の在り方について<br>③適正規模・適正配置の実現に向けた取組の進め方について                      |
| 第8回                                 | 3月17日                   | ①「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方（答申案）」について                                                                         |
| 答申                                  |                         | 市教育委員会へ答申                                                                                                          |

(2) 「市内検討組織」厚木市立小・中学校適正規模等検討推進委員会の審議経過

厚木市立小・中学校適正規模等検討推進委員会は、市立小・中学校の適正規模等について検討するため設置された市内検討組織。市教育委員会及び市長部局の課等長 11 人で構成。また、検討に係る調査及び研究を行うため、市教育委員会及び市長部局係長等 11 人で構成する市立小・中学校適正規模等検討推進プロジェクトチームも設置。

| 日程    |                               | 議題等                                                                                                                                             |
|-------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回 | 令和 2<br>(2020) 年<br>11 月 13 日 | ①厚木市立小・中学校適正規模等検討推進委員会等の役割及び審議事項について<br>②市立小・中学校の適正規模・適正配置について<br>※第 1 回推進委員会に併せて第 1 回プロジェクトチームも合同で開催                                           |
| 第 2 回 | 12 月 16 日                     | ①市立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けた進め方について<br>②市立小・中学校施設整備指針に位置付ける標準的な諸室の検討状況等について                                                                        |
| 第 3 回 | 令和 3<br>(2021) 年<br>1 月 20 日  | ①市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針及び市立小・中学校施設整備指針策定に向けた取組状況及び今後の取組について<br>②「市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に関する基本的な考え方（答申案）」について<br>③「市立小・中学校施設整備指針（検討案）」について |
| 第 4 回 | 3 月 22 日<br>書面会議              | ①「市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に関する基本的な考え方（検討案）」について<br>②「市立小・中学校施設整備指針（検討案）」について                                                                   |

(3) 意見交換会

|      |                                            |
|------|--------------------------------------------|
| 日時   | 令和 3 (2021) 年 3 月 28 日 10 時 30 分～11 時 50 分 |
| 会場   | 厚木市役所本庁舎 4 階 大会議室                          |
| 参加者数 | 8 人                                        |
| 意見数  | 30 件                                       |

(4) パブリックコメント

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 期間     | 令和 3 (2021) 年 6 月 1 日～7 月 26 日 |
| 意見聴取方法 | 窓口等での受取、郵送、ファックス、電子メール         |
| 意見数    | 58 件                           |

# 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に 関する基本方針

令和3（2021）年8月発行

発行：厚木市教育委員会

編集：厚木市教育委員会教育総務部教育総務課